

税の軽減効果
最大 9 割

水戸市 × 企業の力

水戸市では、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用した寄附を募集しています。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、企業の皆さんが、地方公共団体の行う「地方創生プロジェクト」に対して寄附をした場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。

令和2年度税制改正により制度が大幅に見直され、税の軽減効果が寄附額の最大9割に引き上げられたことから、実質的な企業の負担が約1割となりました。

税の軽減効果のイメージ

損金算入による軽減効果※
国税+地方税

約 3 割

①法人住民税 + ②法人税

4 割

③法人事業税

2 割

企業負担

約 1 割

通常の寄附

企業版ふるさと納税を活用した寄附

※ 企業が地方公共団体に寄附した場合、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。

法人住民税

寄附額の4割を税額控除
(法人住民税法人税割額の20%が上限)

法人税

法人住民税の税額控除が寄附額の4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度
(法人税額の5%が上限)

法人事業税

寄附額の2割を税額控除
(法人事業税額の20%が上限)

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外となります。

水戸市における寄附対象事業

寄附の対象となる事業は、地域再生法に基づく地域再生計画として内閣総理大臣から認定を受けた事業です。水戸市においては、「若い世代に選ばれるMITOづくり総合戦略ーデジタル×まち・ひと・しごと創生（第3次）ー」に位置付けた、子育て支援や産業の振興など、幅広い分野への寄附を募集しています。

詳細は水戸市HPを
御確認ください ▶



お問合せ先
水戸市政策企画課政策審議室
TEL：029-350-1580